

品川区バースデーサポート事業実施要綱

制定 令和5年9月25日区長決定

要綱 第179号

改正 令和7年9月1日区長決定

要綱 第207号

(目的)

第1条 この要綱は、1歳を迎えた子どもを養育する品川区内（以下「区内」という。）の全ての子育て世帯に対し、子育てに関するアンケート（以下「アンケート」という。）を行い、家庭状況の把握、子育て支援の情報提供、身近な相談場所の紹介等を行うとともに、家事・育児支援用品を配布することにより、子育ての支援の充実を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 本件支援（前条に規定する子育て支援の情報提供、身近な相談場所の紹介等および家事・育児支援用品の配布をいう。以下同じ。）の対象となる子どもは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者（以下「対象児童」という。）とする。

- (1) 本件支援を行う日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に出生した児童
- (2) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に東京都内の他自治体から品川区へ転入した児童のうち、転入日時点における年齢が1歳以上2歳未満である児童。なお、「転入日」とは、品川区での住民票上の住民となったときをいう。

(支援対象者)

第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）に対し、本件支援を行うものとする。

- (1) 対象児童が1歳に達する日時点において、区内に住所を有している対象児童を養育していること。ただし、前条第2号に該当する者においては、「区内」を「東京都内」と読み替えるものとする。
- (2) 対象児童が1歳に達する日時点において、対象児童と同居しており、かつ、同一の世帯に属していること。ただし、前条第2号に該当する者においては、「1歳に達する日」を「転入日」と読み替えるものとする。
- (3) 区が送付するアンケートに回答を行うこと。
- (4) 東京都内の他自治体において、第6条第1項の支援用品配布と同種の支援（東京都出産・子育て応援事業補助金を活用したバースデーサポート事業をいう。次号において同じ。）を受けていないこと。

(5) 前条第2号に該当する者については、転出日時点の年度において、第6条第1項の支援用品配布と同種の支援を実施していない自治体からの転入ではないこと。

2 前項各号に定めるもののほか、区長が特に支援を必要と認める者
(周知方法)

第4条 区長は、本件支援に係る支援対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の概要について、広報その他の方法により区民への周知を行う。

2 前項の周知のほか、区長は、別に定めるところにより支援対象者の抽出を行い、当該支援対象者に対し、本件支援に係る案内チラシ、子育て情報冊子等ならびに次条のアンケートに係る回答専用サイトURL、ID番号、パスワードおよびアンケート用紙を送付することにより個別に本件支援の周知を行う。

(アンケートの実施)

第5条 区長は、アンケート回答専用WEBサイト（以下「アンケートサイト」という。）において対象児童の発育の内容、子育てに関する困りごと等の入力を求め、必要な子育て支援事業に活用する。

2 アンケートサイトを利用できない者または直接アンケート用紙の提出を希望する者は、アンケート用紙を児童センターに配置されている子育てネウボラ相談員または子ども家庭支援センターに提出するものとする。

3 アンケートの回答期限は、前条第2項の周知を行った日から原則3カ月以内とする。

4 アンケートの内容については、子ども未来部長が別に定める。

(家事・育児支援用品の配布)

第6条 本件支援のうち家事・育児支援用品の配布（以下「支援用品配布」という。）は、家事・育児支援用品申込みサイト（支援用品配布の対象として選定した家事・育児支援用品の購入の申込みを行うことができるWEBサイトをいう。以下「支援サイト」という。）上または紙カタログ（家事・育児支援用品が記載されているカタログをいう。以下同じ。）において家事・育児支援用品の購入の申込みをする際に利用できるポイント（以下「ポイント」という。）を付与することにより行う。

2 付与するポイントは、1ポイントを1円相当とし、対象児童1名につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるポイントとする。この場合において、対象児童と同一世帯に18歳以上の兄姉（対象児童が1歳に達する日時点における18歳以上の兄姉をいう。）がいる場合は、当該兄姉を除外し、区分の判定をする。

対象児童の区分	ポイント
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に	10,000

出生した第1子	
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に出生した第2子	20,000
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に出生した第3子以降の子	30,000
令和5年4月1日以降に出生した第1子	60,000
令和5年4月1日以降に出生した第2子	70,000
令和5年4月1日以降に出生した第3子以降の子	80,000

3 対象とする家事・育児支援用品は、子ども未来部長が別途選定を行うものとする。

(支援用品配布の申請)

第7条 支援用品配布を受けようとする支援対象者は、区長に対し、その旨を申請しなくてはならない。

2 前項の規定による申請（以下「申請」という。）は、アンケートサイトへの必要事項の入力（第5条第2項の規定によるアンケート用紙の提出を含む。）と合わせて行うものとする。

(代理による申請)

第8条 支援対象者に代わり、代理人として申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 申請時点における支援対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 支援対象者の法定代理人

2 代理人がアンケートサイトにより申請をするときは代理人欄に必要事項を入力し、アンケート用紙を使用するときは当該代理人は当該アンケート用紙に加え原則として委任状を提出しなければならない。この場合において、区長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 区長は、代理人が第1項第1号の者にあっては住民基本台帳により、同項第2号の者にあっては区長が認める代理権があることが確認できる書面の写しにより代理権を確認するものとする。

(申請の受付開始日および申請期限)

第9条 申請の受付開始日は、別に定める日とする。

2 申請期限は、第4条第2項の周知を行った日の3カ月後とする。

3 郵送による申請の場合にあっては、区にアンケート用紙が到達した日に申請があつたものとみなす。

(支援決定)

第10条 区長は、申請があつたときは、速やかに内容を確認の上、支援用品配

布の可否を決定する。この場合において、区長は、申請をした者に支援用品配布の可否を通知するとともに、支援用品配布をすることの決定（以下「配布決定」という。）をした者（以下「配布決定者」という。）に対し、支援サイトへの接続およびポイントの利用のために必要となるURL、QRコード、ID番号およびパスワードを通知する。ただし、配布決定者のうち支援サイトを使用することができない者に対しては、紙カタログその他区長が必要と認めるものを作成する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる者からの申請があつたものとみなし、当該右欄に掲げる者に対し、支援用品配布の可否を通知し、配布決定をしたときは、前項に掲げるURL等の通知を行う。

1 申請をした者が、当該者に対する配布決定がなされるまでの間に死亡した場合	死亡時以後に対象児童の養育を行う者その他これに準ずるものとして区長が適当と認める者
2 対象児童が児童手当法第4条第1項第4号に掲げる施設等に入所し、または入院していることを区が把握するなど、申請をした者が、当該者に対する支援決定がなされるまでの間に、第3条第1項第2号の要件を満たさなくなった場合	児童手当法第4条第1項第4号に定める者その他これに準ずるものとして区長が適当と認める者

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 区長が第4条第2項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支援対象者から第9条に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合、支援対象者が支援用品配布を受けることを辞退したものとみなす。

（配布決定の取消し等）

第12条 区長は、偽りその他不正の手段により配布決定を受けたときは、当該配布決定を取り消し、ポイントの失効手続き等を行うものとする。

2 前項の規定により配布決定を取り消した場合において、ポイントが既に利用されているときは、区長は、期限を定めて利用されたポイントの額面金額に相当する金額を返還させるものとする。

（権利の譲渡または担保の禁止）

第13条 本件支援用品配布を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（家事・育児支援用品の申込みおよび発送）

第14条 配布決定者は、第10条の規定により通知されたURL等を利用し、

支援サイトに接続し、付与されたポイントの額面金額の範囲内で、家事・育児支援用品の購入の申込みをすることができる。この場合において、紙カタログを送付された支援決定者にあっては、別に指定する書面を区に提出することにより家事支援用品の申込みをすることとする。

- 2 支援用品の申込み期限は、第10条の規定による通知があった日の6カ月後の日とする。
- 3 区は、家事・育児支援用品の購入の申込みをした者に対し、家事・育児支援用品を発送するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。